

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保について

〔平成21年3月31日
閣議決定案〕

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）第4条第1項に規定する積雪寒冷特別地域道路交通確保5箇年計画として、同法第3条第1項の規定により指定された道路を対象に次に掲げる事業を行うものとする。

1. 除雪に関する事項

- ・ 指定された道路のうち、積雪の度が特にはなはだしい地域における道路について、除雪を実施する。
- ・ 除雪機械の整備について現在の除雪水準を維持するために必要な範囲内で行う。

2. 防雪に関する事項

- ・ なだれ、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所について、吹きだまり防止施設、なだれ防止施設又は融雪施設等を整備する。

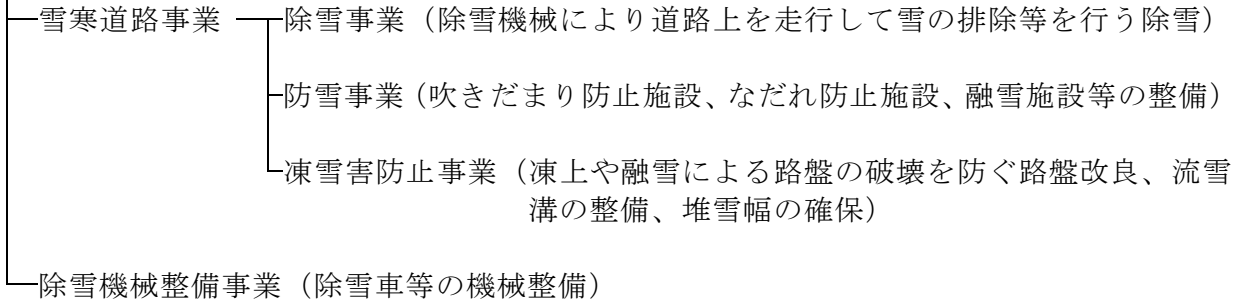
3. 凍雪害の防止に関する事項

- ・ 凍上、融雪による路盤の破壊のおそれがある箇所について、路盤改良を実施する。
- ・ 積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所について、流雪溝の整備、堆雪幅の確保を実施する。

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保について 参考資料

1. 雪寒事業の概要

雪寒事業



2. 積雪寒冷特別地域略図

